

# **湧別町国民保護計画**

平成 29 年 7 月

**湧 別 町**

## 目 次

<b>第1編 総論</b>	1
<b>第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	1
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 用語の定義	3
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	5
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	7
<b>第4章 町の地理的、社会的特徴</b>	10
<b>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</b>	15
1 武力攻撃事態	15
2 緊急対処事態	15
 <b>第2編 平素からの備えや予防</b>	16
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	16
<b>第1 町における組織・体制の整備</b>	16
1 町の各課等における平素の業務	16
2 町職員の収集基準等	17
3 消防機関の体制	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	22
1 基本的考え方	22
2 道との連携	22
3 近接市町村との連携	23
4 指定公共機関等との連携	23
5 ボランティア団体等に対する支援	23
<b>第3 通信の確保</b>	25
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	25
1 基本的考え方	25
2 警報等の伝達に必要な準備	26
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	29
<b>第5 研修及び訓練</b>	30
1 研修	30
2 訓練	31

<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	32
1 避難に関する基本的事項	32
2 避難実施要領のパターンの作成	33
3 救援に関する基本的事項	33
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5 避難施設の指定への協力	34
6 生活関連等施設の把握等	34
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	36
1 町における備蓄	36
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	36
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	38
1 国民保護措置に関する啓発	38
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	39
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	39
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	39
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	41
<b>第2章 町対策本部の設置等</b>	42
1 町対策本部の設置	42
2 通信の確保	48
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	49
1 国・道の対策本部との連携	49
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	49
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	50
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	50
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	51
6 町の行う応援等	51
7 ボランティア団体等に対する支援等	51
8 住民への協力要請	52
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	53
<b>第1 警報の伝達等</b>	53
1 警報の内容の伝達等	53
2 警報の内容の伝達方法	54
3 緊急通報の伝達及び通知	54
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	55
1 避難の指示の通知・伝達	55
2 避難実施要領の策定	56
3 避難住民の誘導	58

<b>第5章 救援</b>	64
1 救援の実施	64
2 関係機関との連携	65
3 救援の内容	65
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	69
5 救援の際の物資の壳渡し要請等	69
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	71
1 安否情報システムの利用	71
2 安否情報の収集	71
3 道に対する報告	72
4 安否情報の照会に対する回答	72
5 日本赤十字社に対する協力	73
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	74
<b>  第1 武力攻撃災害への対処</b>	74
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	74
2 武力攻撃災害の兆候の通報	74
<b>  第2 応急措置等</b>	75
1 退避の指示	75
2 警戒区域の設定	76
3 応急公用負担等	77
4 消防に関する措置等	77
<b>  第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>	80
1 生活関連等施設の安全確保	80
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	80
<b>  第4 N B C攻撃による災害への対処等</b>	82
1 N B C攻撃による災害への対処	82
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	85
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	86
1 保健衛生の確保	86
2 廃棄物の処理	87
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	88
1 生活関連物資等の価格安定	88
2 避難住民等の生活安定等	88
3 生活基盤等の確保	88
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	89
<b>第4編 復旧等</b>	91
<b>第1章 応急の復旧</b>	91
1 基本的考え方	91
2 公共的施設の応急の復旧	91

第2章 武力攻撃災害の復旧	92
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	92
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	92
2　損失補償及び損害補償	93
3　総合調整及び指示に係る損失の補てん	93
第5編 緊急対処事態への対処	94
1　緊急対処事態	94
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達	94
資料編	
避難実施要領について	95
湧別町国民保護協議会条例	117
湧別町国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例	118
関係機関及び避難所等資料	119